

森林施業計画変更認定請求書

平成21年 6 月 10 日

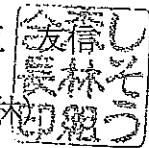
宍粟市長 田路 勝 様

請求者 住 所 宍粟市一宮町安積 1 0 1 1 - 2 5

氏 名 しそう森林組合

代表理事組合長 生垣

(東河内株山共有林)



別紙の変更後の森林施業計画書に下記の書類を添えて森林法第 1 2 条第 1 項 (第 1 2 条第 2 項)の規定による認定を請求します。

記

1. 森林施業計画の対象とする森林の所在、当該森林の施業に必要な林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況及び公益的機能別施業森林の区域内の皆伐による伐採をする森林の区域 (風害の防備のための森林その他の特に帯状に残存すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林については、主伐として伐採をする森林の区域) を表示した図面
2. 森林施業計画の対象とする森林につき当該森林の森林所有者以外の者が当該森林施業計画を作成した場合におけるその者が権原に基づき当該森林の立木の使用又は収益をする者であることを証する書面。

森林施業計画認定書（変更）

認定番号

宍19-074 変1-21 号

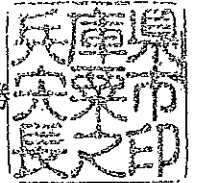
宍産林第552-1-1号

平成21年 6月24日

しそう森林組合

代表理事組合長 生垣 友信 様

宍栗市長 田 路



森林法第12条第1項（第12条第2項）の規定により、平成21年 6月10日に請求のあった森林施業計画については、これを適当であると認定します。

記

森林施業計画作成者：東河内株山共有林